

# 食品安全委員会第 399 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 9 月 15 日（木） 13：59～14：36

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

- (1) 緊急時対応専門調査会における審議結果について
- (2) 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 5 月、6 月分）について
- (3) 食品安全委員会の 8 月の運営について
- (4) その他

## 4. 出席者

(委員)

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(事務局)

栗本事務局長、中島事務局次長、井原総務課長、北池勧告広報課長、

本郷情報・緊急時対応課長、坂本評価課長、新本リスクコミュニケーション官、

前田評価調整官

## 5. 配布資料

資料 1－1 平成 22 年度緊急時対応訓練実施報告書

資料 1－2 平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

資料 2 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 5 月、6 月分）について

資料 3 食品安全委員会の 8 月の運営について

## 6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 399 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

お手元でございます「食品安全委員会（第 399 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は 3 点ございまして、まず資料 1-1 としまして「平成 22 年度緊急時対応訓練実施報告書」です。

それから、資料 1-2 としまして「平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」。

資料 2 としまして「食品安全モニターからの報告（平成 23 年 5 月、6 月分）について」。

それから、資料 3 としまして「食品安全委員会の 8 月の運営について」です。

不足等ございませんでしょうか。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

#### (1) 緊急時対応専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 それでは、議事に移ります。

「緊急時対応専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、担当委員の熊谷さんから報告をお願いいたします。

○熊谷委員 緊急時対応専門調査会では、本年 9 月 2 日に行われました第 33 回会合におきまして、平成 22 年度の緊急時対応訓練について検証し、報告書を取りまとめました。また、その検証結果や東北地方太平洋沖地震における緊急時対応の結果等を踏まえ、今年度の訓練計画について審議を行いまして、平成 23 年度の計画案を作成しました。

詳細につきましては事務局から説明をお願いします。

○本郷情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料 1-1 及び 1-2 に基づきまして御説明いたします。

まず、資料 1-1 「平成 22 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について」の 1 ページをお開きください。

2枚目の紙の裏側で、訓練計画でございます。

平成22年度の訓練につきましては、2の重点課題にありますように、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上と、分かりやすい情報提供技術の向上を重点課題とし、実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計で体系的に訓練を実施いたしました。

2ページ目をごらんください。訓練の実施内容でございます。実務研修としまして4つの研修を実施いたしました。

(1)の実務研修といたしまして、事務局職員、具体的には係員から課長補佐までの職員すべてを対象に、ホームページへの情報掲載手法の習得を目標とした講習を行いました。これは、緊急事態の発生時に迅速な情報提供を行う上で、食品安全委員会ホームページへの掲載が特に重要な広報手段となることから、夜間などホームページ掲載を担当する専門の職員が不在であった場合でも、すべての職員が対応できるように行ったものでございます。

続きまして、(2)の実務研修Ⅱとしまして、緊急時の記者説明会等で説明者とその補助者になる可能性がある委員や事務局幹部を対象に、説明や応答技術の習得を目標とした研修を行いました。この研修では、平成21年度の確認訓練で作成した資料を説明用の資料として用い、模擬記者説明を行って、その様子をビデオ撮影し、後日メディア対応の専門家から助言をいただきました。

続きまして、(3)の実務研修Ⅲとしまして、委員及び事務局職員全員を対象に、昨年度作成した緊急事態発生時の委員会及び事務局の具体的な対応手順を示した食品安全委員会緊急時対応手順書について講習を行い、緊急事態における初動対応に必要な一連の手順の習得と各自の役割等の理解促進を図りました。

続きまして、3ページの(4)実務研修Ⅳといたしまして、委員及び事務局職員全員を対象に、緊急事態等において相手が理解しやすく、誤解を与えない資料を作成するために必要な技術の習得を目標とした研修等を行いました。研修では、メディア対応の専門家から、分かりやすい資料作成のポイントについて説明をいただいた後に、研修対象者を5つのグループに分けて説明資料の試作を行いました。

続きまして、4ページをごらんください。確認訓練についてです。

本年3月1日に実施しましたが、5ページの(4)具体的内容にありますように、直前まで危害物質等のシナリオを参加者に非提示とし、時間経過などを実態に近づけた形で、事案の探知から関係省庁への意見申し出、国民への情報提供までについて実動訓練を実施いたしました。

シナリオにつきましては、(5)その他、イ、シナリオ概要にありますように、X国産の緊急輸入米に残留農薬(メタミドホス)の基準違反が複数確認されたという想定にしており、21年度の

訓練と異なる点は、この米を食べた国民に実際に健康被害が発生しているとした点でございます。訓練においては、緊急時対応手順書に沿った手順と役割分担により、「X 国産米であるおそれがあるときは食べないでください」というキーメッセージを示した説明資料を作成し、模擬記者会見において熊谷委員による説明と質疑応答を行いました。

次に、8ページをごらんください。訓練の結果及び検証です。

訓練の結果としまして、実務研修により習得した知識・技術を活用したことにより、現状の知識・技術のレベルが確認されるとともに、分かりやすい情報提供に向けた改善点が確認されました。一連の実務的活動がおおむね手順書どおりに実践され、想定した対応手順が確認されるとともに、短時間のうちに円滑に対応できるよう手順の改善点等が確認されました。関係省庁に対する意見申し出を今回試行したことで、一連の手続を確認することができました。

続きまして、10ページをごらんください。

字が小さくて恐縮でございますが、結果の検証としまして、訓練を通して得られた課題と、その対応策を整理しております。主な課題としましては、(1) 訓練の内容につきまして、ア. 緊急時対応の手順の a. 意思決定については、ボトムアップによる意思決定では時間を要するため、トップダウンの手順に改善する必要がある。d. キーパーソン不在時の対応については、キーパーソンの代理となる者を明確化する必要がある。

イ. 情報提供の g. 記者説明会については、誤解を与えるような表現を減らすため説明原稿を準備する必要がある。円滑な運営のため、十分な運営方法を検討する必要がある。

ウ. 意見申し出の a. 委員会の開催については、意見申し出は正式な委員会開催の上決定されるべきものであるといった課題が挙げられました。

また、(2) 訓練の運営につきましては、ア. 事前の実務研修については、より多くの職員に対して研修を行うべき。イ. 確認訓練については、継続して訓練を実施する必要がある。ウ. シナリオについては、様々なハザードに対応する必要があることから工夫すべきといった課題が挙げられました。

今後の対応策としましては、それぞれの課題に対する対応を手順書に明記するとともに、今年度の訓練内容に組み込むこととしております。また、記者説明の運営方法については、新たに運営方法のポイント等を整理した資料を作成し、手順書の別添資料として添付することとしております。

次に、1ページ戻りまして9ページをごらんいただきたいと思います。

まとめとしまして、平成23年度の緊急時対応訓練は、22年度訓練の結果から整理された対応策と、東北地方太平洋沖地震における実際の対応結果を踏まえ、次の2つの事項を留意して計画実施

することを検討するとしております。

1. 平成 23 年度緊急時対応訓練の重点課題につきましては、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上と、より迅速かつ分かりやすい情報提供に向けた組織能力の向上を挙げております。

(1) の緊急時対応マニュアル等の実効性の向上としましては、今般作成しました食品安全委員会緊急時対応手順書について、確認訓練によってその実効性を確認するとともに、訓練で得られた改善点等を踏まえてマニュアル等の見直しを行い、改善を図ってまいります。

(2) のより迅速かつ分かりやすい情報提供に向けた組織能力の向上としましては、緊急時対応手順書の作業手順について理解を深めるための実務研修を行うとともに、分かりやすい説明資料作成技術や模擬記者説明会等のメディア対応技術について実務研修を行って、委員及び事務局全体の組織能力の向上を目指します。また、その技術・知識のレベルにつきまして、シナリオ非提示で時間経過など実態に近づけた実動の確認訓練を実施することにより確認いたします。

次に 2. 訓練の設計や運営としまして、昨年度に引き続き効果的な訓練となるよう、実務研修と確認訓練の 2 本立ての体系的な設定とします。また、確認訓練のシナリオは、特定のハザードの種類に偏らないように配慮し、実務訓練については職員全員に対して積極的な参加を求めてまいります。

以上のまとめを踏まえまして、平成 23 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について緊急時対応専門調査会で検討いただきました。この計画を資料 1-2 で示してございます。

重点課題といたしましては、先ほど説明いたしました平成 22 年度緊急時対応訓練の重点課題の内容を挙げさせていただきます。

裏のページをごらんください。

訓練設計といたしましては、実務研修については、これからおよそ 12 月までの間に初動対応を基本とした緊急時対応や、分かりやすい説明資料作成等の実務の講習や演習を行い、確認訓練については 2 月を目途に、模擬記者説明会の実施を含む緊急時対応の確認を 1 日かけた実動の訓練として行う計画としたいと考えております。

少し長くなりましたが、報告は以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

○**村田委員** 今の最初のところで、ホームページの情報掲載の研修を何か行ったということなんで

すけれども、緊急時にホームページを新しくするのはとても大事だと思いますが、これについて、ちょっと似た質問ですけれども、1つはセキュリティーをどうしているかということと、もう一つは、何か間違ってしまったときにバックアップというか、もとのものが復元できるのかとか、その辺はどうなっているか、教えていただけますでしょうか。

○本郷情報・緊急時対応課長 質問の趣旨がよく飲み込めなかったところがあるんですが、セキュリティーと申しますのはどういったこと……。

○村田委員 ホームページをかえられるわけですよね。そうすると、いろいろな人がアクセスできるので、勝手に書きかえられないようになっていっていると思うんですけれども、その辺のことを教えていただければ。

○本郷情報・緊急時対応課長 そのセキュリティーに関しましては、一応ファイアウォールというのを構築しておりますので、勝手に部外者が侵入してくることはできない仕組みになっています。それから、2点目の、言葉がちょっと……。

○村田委員 ファイアウォールとか、そういう意味ではなくて、人が物理的に書きかえますよね。ですから、サーバーの物理的なセキュリティーはどうなっているのかということ。例えば、その部屋に入れなくなっているとか、これをアクセスするときに、アクセスというか書きかえる前に、パスワードを教えるんでしょうけれども、その管理がどうなっているかとか、そういうことです。

○本郷情報・緊急時対応課長 パスワードにつきましてはホームページの編集者の権限を与えられた担当者のみ知らされおり、担当者しか書きかえができない仕組みになっていて、つまり全く無関係の方々はアクセスできないということになっています。

○村田委員 そうすると、この緊急時も担当者が決まっているということで理解してよろしいわけですね。

○本郷情報・緊急時対応課長 そういうことになります。

○村田委員 分かりました。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

○村田委員 それからもう一点は、今、担当者が決まっているということなので、そういう意味ではだれでもがやっているわけじゃないんですけども、普段やらない人がやると間違えて書き直してしまうことがあると思うんですけども、そのバックアップみたいなものはどうなっているのかという質問です。

○本郷情報・緊急時対応課長 基本的にはバックアップはとっております。

○小泉委員長 ほかにございませんか。

この情報掲載手法をすべての人が習得するという事になっていますね。ということは、それを緊急時だから担当の人がいつも出てこれないので、ホームページに緊急時、速報的なものを書き込めるといことですね。

○本郷情報・緊急時対応課長 緊急事態は夜間に発生することもありますし、土日に発生することもありますので、そのとき、その場にいた人間が対応できるように、ホームページの編集者の権限を持つ課長補佐以下の職員全員がホームページに掲載できるように訓練をしております。

○小泉委員長 村田さん、よろしいですか。

○村田委員 そうすると、その全員にパスワードが分かっているという、そういうことになりませんか。

○本郷情報・緊急時対応課長 必要があれば緊急にパスワードを連絡することになっています。

○村田委員 分かりました。

○小泉委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、平成 23 年度緊急時対応訓練計画につきましては、報告された案のとおり決定するという事によろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 それでは、この計画に従いまして訓練を実施してまいりたいと思います。

なお、平成 23 年度の訓練の実施結果につきましては、担当の専門調査会において、その問題点や改善点について検証を行うようお願いいたします。

## (2) 食品安全モニターからの報告（平成 23 年 5 月、6 月分）について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全モニターからの報告（平成 23 年 5 月、6 月分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○北池勸告広報課長 それでは、資料 2 をお願いいたします。食品安全モニターからの報告についてです。

平成 23 年 5 月、6 月分でございますけれども、報告内容の内訳で一番件数の多いのは腸管出血性大腸菌の関係が 5 月で 17 件でございます。放射性物質に関しましては 5 月 7 件、6 月が 8 件という状況でございます。放射性物質に関しましては、4 月が 14 件でございますので、5 月、6 月になって件数的には減少してきているという状況です。

1 枚あけていただきまして、放射性物質の全般に関して 4 件ほどいただいております、特に評価の重要性に関する意見が多く占めています。その下に食品安全委員会からのコメントとさせていただきます、7 月 26 日の第 9 回ワーキンググループで評価がまとめられ、その次のページでございますけれども、30 日間のパブリックコメントを行って、その内容を最終的にとりまとめて厚生労働省へ通知する予定でありますということを入れさせていただいております。

それから、その次、放射線関連のリスク管理に関しましては 8 件程度来ています。これにつきましては 3 ページ、4 ページに記載させていただいております、コメントにつきましては、先ほどの内容と、併せまして報告書の内容、評価書の内容を入れさせていただいております。それから厚生労働

省、農林水産省のコメントが続けて入っています。

続けて6ページの方を開けていただけますでしょうか。放射性物質に関するリスクコミュニケーションの関係でございます。これにつきましては、Q&A 等について高い評価をいただいています。私どもといたしましては、このようなホームページでのリスクコミュニケーションの推進に努めてまいりたいというコメントを入れさせていただいております。

続きまして7ページでございますけれども、腸管出血性大腸菌の関係でございます。全般的な意見として3点いただいております、食品安全委員会からのコメントといたしまして、7月8日に評価要請を受け、最終的に8月25日に厚生労働省に評価結果を通知いたしました。その内容につきまして続けて書かせていただいております。

それから、続きまして8ページでございますけれども、これが一番件数の多いところで、腸管出血性大腸菌のリスク管理の関係でございます。全体で12件来ております。内容につきましては8ページ、9ページに続いて10ページまで来ています。これにつきましては、厚生労働省からのコメントと消費者庁からのコメントを記載させていただいているところでございます。

それから、10ページの下に腸管出血性大腸菌関係のリスクコミュニケーションの関係が6件程度いただいております。特に消費者とのリスクコミュニケーションというのは重要なかぎを握るといような御意見、それから、基本的な食の安全に関する情報の伝達が非常に重要であるといような御意見をいただいております。食品安全委員会のコメントといたしまして、従来より、肉の生食等に関して注意喚起を行っているとともに、食中毒全体に関しましても情報提供を行っている。さらに普及啓発に努めていますと書かせていただいておりますその次の12ページにおきまして、参考でホームページ上のアドレスも載せまして、こういうことを載せておりますということを記載させていただいております。

それから、12ページ以降、13ページにつきましては食品添加物、容器包装、健康食品等のものが出てきております。

19ページを開けていただきますとリスクコミュニケーション関係の御意見をいただいております。その中で、特に表現の分かりやすさ、それから、国等は事実をきちんと国民に知らせてほしいといような御意見をいただいております。食品安全委員会からのコメントといたしまして、積極的にリスクコミュニケーションに取り組んでいること、さらに、そのリスクコミュニケーションの方法といたしまして、グループディスカッションを取り入れた形式、あるいはメルマガ、パンフレット、季刊紙等で丁寧で分かりやすい情報提供に努めておりますという旨のコメントを書かせていただいているところでございます。

それから、20 ページの上でございますけれども、モニターからの報告でも、その報告とのタイムラグがあるというような御指摘をいただいているところでございます。震災直後につきましては震災関連の業務を最優先で取り組んでまいりましたが、今後、このタイムラグについてはできる限り迅速に解消していくように努めたいと考えているところでございます。

それから、最後のところが食品表示でございまして、消費者庁からのコメントを記載させていただいております。

以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、何か御意見・御質問ございませんでしょうか。

○**廣瀬委員** 1 ついいですか。放射線関係については、食品安全モニターからの報告だけではなくて、食品安全ダイヤルにもいろいろな問い合わせがありまして、その中で1 つ回答が分からない、どう答えていいのかが分からないというのがあるんです。それはどういう質問内容かということ、原子炉等規制法と放射線障害防止法では、一般の人の年間被曝許容限度は、自然放射線による被曝に加えて1 年間に1 ミリシーベルトと決まっていると。これを超えると法律違反になるのではないかというような内容のものが何件かあったかと思うんですね。この基準と食品衛生法上の基準というものの関係は、私、分からないので、その辺どうなっているかということをちょっと教えていただきたいんです。

○**小泉委員長** すぐ分かりますか。

○**北池勸告広報課長** 分かりました。ちょっと調べまして、整理して報告させていただきます。

○**小泉委員長** ほかに何か御意見ございませんか。

○**村田委員** ちょっと話が変わるんですが、リスクコミュニケーションのところ、ここのモニターさんから、例えば「残留基準値以上の数値が検出されたが、健康には影響しない」という発表を聞くが、よく分からないと書いてあるんですけれども、確かにこの表現はよく私も見まして、私もよく使うんですけれども、こういうものに対して何か、下に書いてあるコメントにありますけれど

も、広報紙で、この言葉は何かこういうように理解すればいいんだみたいな、そういう何か解説みたいなものは、どこかに掲載したことはあるのかなのかというのが、ちょっともし分かれば。

○北池勸告広報課長 事実関係を正確にお伝えをするという形で、コメントは載せさせていただいております。逆に言うと、今、先生がおっしゃられたような形では、ちょっと直接的にはうまく適合しない面があるかもしれません。

○廣瀬委員 それについて私が農薬関係で意見交換会、あるいはサイエンスカフェに行く場合に、そういうスライドを作って逐次説明はしているんですけども、やはり対象が非常に少ないということもあって、なかなか一般的には分かっただけがないなということで、さらに分かりやすいリスコミを続けていかないといけないということを痛感していますが。

○新本リスクコミュニケーション官 ちょっと補足させていただきますと、農薬や食品添加物のリスクの関係では、ADI と基準値、あるいは使用限度との関係についても御説明していますので、そういった中で御理解をいただけるような努力をしているところでございます。

○村田委員 それが何かもう少し伝わるといいと思ったものですから、ちょっと質問させていただきました。

○小泉委員長 ほかに何かつけ加えることはございませんか、今のことで。

○野村委員 今まで行われたリスコミの機会などをいろいろ振り返ってみますと、私としては、やはり日本の食品の安全を守る仕組み、農薬、食品添加物ですが、そこの中でのやはり仕組みをしっかりと理解してもらうことと、この ADI とは何かというところをちゃんと理解してもらうというところが、どうも避けられないんじゃないかという気がします。ADI というのはどのように決められて、ADI というのはどのように私たちの生活の中で使われているのかということも、もっと広く知ってもらうということがポイントかという気がします。確かに今の残留基準値に対して、余りにも、多分誤解に基づく形で敏感に反応していますので、そこは大変これから必要かなという気は、経験からは感じております。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

でも、私たちも感じているところは、恐らく食品にはゼロリスクはないというのはかなり浸透してきたように私は思っております。

ほかに御質問はございませんか。

ちょっと私のほうから、管理的な話で申しわけないのですが、ユッケというのか、腸管出血性大腸菌の話ですが、消費者庁からのコメントというのが10ページ及び12ページに書かれているのですが、要するに食肉の生食にはリスクがあって、子どもや高齢者、抵抗力の弱い方は控えるべき、注意喚起を行っておりますと、非常に漠とした説明ですが、恐らく生肉を食べるのは飲食店が多いのではないかと私は思いますので、具体的にそういった焼肉店などでは、どうすべきだというような表示の方法が、10月1日施行に向けて指導とかがなされているのでしょうか。

○北池勸告広報課長 今回の御質問でございますけれども、消費者庁のほうでは、9月13日に事業者の皆さんにということで通知をされていると聞いております。通知の内容でございますけれども、店舗等で提供、販売する場合には、店舗の見やすい場所、例えば店頭とかメニュー等に表示をしてください。中身につきましては、1としまして、一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨、それから2としまして、子供、高齢者、その他食中毒に対する抵抗力の弱い人は食肉の生食を控えるべきであるというようなことをはっきりと表示するように事業者に通知していると聞いております。

○小泉委員長 ただ、目の前に食べに来ている人にリスクがありますからと、高齢者が来たらどうなるのかなと思いますけれども。

○野村委員 私も、この食肉の問題は、消費者に対するリスクも、これももちろん重要ですが、我々がこれを食べる実態を考えますと、食肉店で出されたものに消費者が苦情を言うというのはなかなか勇気が要る行為なんですね。私は前から思っていたのは、事業者に対するリスクコミュニケーションをどう行うかが大切ではないかということです。これは我々の役目も一端あるでしょうけれども、管理部門の役目も大事で、例えば今の表示の問題なんかも、どうやったら可能なのか、やりやすいのか、あるいは客と接している事業者の経験などからして、どうやったら周知できるのか、消費者に読んでもらえるのか、分かってもらえるのかということ、事業者とともに探っていくという、こういうリスクを少しやれたら、私は今の疑問点なんかは解決していくのではないかと思います。

います。つまり双方向のやりとりが私は大変重要ではないかと思っているので、食品安全委員会でするところ、それから、例えば消費者庁にお願い、依頼をするところなど、ちょっと考えてみたらいかがかという気がします。

○北池勸告広報課長 私ども、今まで事業者とのリスクコミュニケーションというのは、逆に言うところ非常に弱い部門かと思っております。消費者庁との連絡をとりながら、逆にどういう形でやればうまく連携をとりながらやれるかということにつきましては、いろいろ検討させていただきたいと考えております。

○野村委員 ぜひお願いします。

○小泉委員長 ありがとうございます。今、野村さんの言われたことは、私はとてもよく分かりまして、むしろ食べに来た時点では、このお店では衛生基準、指導基準に従ってきちりとやっておりますというような形の説明のほうが分かりやすいのではないかと。むしろそこで何か起これば、その衛生基準に対しての罰則等があると思えますけれども、来ていきなり高齢者、年寄りや食べちゃだめよというのはちょっと気の毒かなという気もいたしますが。

ほかに、どなたか御質問ございませんか。熊谷さん、どうですか。専門家として。

○熊谷委員 今回の評価書を受けて、厚生労働省で基準をつくって、そして、まだ細かい運用の部分で、まだ十分地方自治体のほうに浸透していないかもしれませんが、その作業も順調に進んでおりますので、それから、あの中に視覚的なものを持たせるという、それが具体的にどういう形になるのか、ちょっと今、事情を知らないのですけれども、そういうのも含まれておりましたので、そうすると、表示と併せてそこをどう運用していくかによって、大分事情が変わってくると思うのです。ですから、もうちょっとたつと、いろいろなことが見えてくると思うのです。それを見てから、どういう点を充実させていったらいいか、あるいは食品安全委員会としてどういう部分に力を入れていけばいいかということが、もう少し具体的に見えやすくなるのではないかと考えております。

○小泉委員長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、では、表示したらそれで終わりかというよりは、むしろ実態としてちゃんと衛生基準が守られているかどうかということのほうが大事

なような気がしますね。

ほかに御質問・御意見ございませんか。

### (3) 食品安全委員会の8月の運営について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全委員会の8月の運営について」です。

事務局から説明をお願いします。

○井原総務課長 それでは、私のほうから資料3に基づきまして食品安全委員会の8月の運営状況について御報告いたします。

まず委員会の開催状況ですが、8月4日開催の委員会におきましては、微生物・ウイルス1品目、これは今議論がありました生食用牛肉における腸管出血性大腸菌及びサルモネラ属菌についてですが、審議結果についての報告がありました。

また、8月11日開催の委員会におきましては、組換えDNA技術応用食品及び添加物の製造基準の改正について、いわゆる明らか不要に該当することが確認されております。それから、遺伝子組換え食品等1品目について評価要請がありました。また、農薬2品目につきまして評価結果をリスク管理機関に通知しております。このほか、7月の委員会の運営につきまして事務局から報告が行われております。

8月25日開催の委員会におきましては、農薬1品目について審議結果の報告がありました。それから、2ページ目、微生物・ウイルス1品目、これは生食用食肉（牛肉）についてですが1品目、添加物1品目、農薬2品目につきまして評価結果をリスク機関に通知しております。

以上が委員会の運営状況でございます。

次に、2の専門調査会の運営状況でございますけれども、まず添加物専門調査会が8月23日に開催されております。

農薬専門調査会につきましては、8月1日に評価第一部会、8月8日に評価第三部会、8月10日に幹事会、8月22日に評価第二部会、8月30日に評価第一部会が開催されております。

3ページに参りまして、動物用医薬品専門調査会ですが、8月2日に開催されております。

それから、微生物・ウイルス専門調査会ですが、8月1日、それから8月4日に開催されております。

それから、遺伝子組換え食品等専門調査会が8月29日に、それから新開発食品専門調査会が8月23日に開催されております。

それから、4ページに参りまして肥料・飼料等専門調査会が8月31日に開催されております。

以上が専門調査会の開催状況でございます。

次に、3の意見交換会の開催状況でございますが、8月2日に東京都で放射性物質に係る食品健康影響評価についてリスクコミュニケーションが行われております。それから、8月12日には同じく東京都におきまして生食用食肉（牛肉）に係る健康影響評価についてリスクコミュニケーションを行っております。それから、食品のリスクを考えるフォーラムが8月25日に岡山市、26日に津山市、それから30日に下関市で開催されております。

それから、講師等の派遣につきまして、畑江委員が8月11日、北海道教育大学で講師として参加されております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

#### (4) その他

○小泉委員長 ほかに議事はございますか。

○北池勸告広報課長 メールマガジンの件で御報告させていただきます。

メールマガジンの登録者数につきましては、長年目標にしてきました1万人の登録者数につきまして9月の中旬に達成してございます。今後さらに紙面の充実を努めて、さらに登録者数の増加にはいろいろと努めていきたいと思っておりますけれども、とりあえずの目標としての1万人を達成しましたので御報告をさせていただきます。

○小泉委員長 ありがとうございます。皆様方、非常に努力していただきまして感謝いたします。引き続きメルマガをはじめとしたいろいろなリスクコミュニケーションに努めていただきますようお願いいたします。

そのほかに議事ございますか。

○井原総務課長　　ございません。

○小泉委員長　　それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

　　次回の委員会会合につきましては、来週 9 月 22 日木曜日、14 時から開催を予定しております。

　　また、明日 16 日金曜日、14 時から「かび毒・自然毒等専門調査会」が公開で開催される予定となっております。

　　以上をもちまして第 399 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

　　どうもありがとうございました。